

令和5年度第3回流山市建築審査会議事録

目次

1	開催日時及び場所	2 ページ
2	出席した委員及び職員	2 ページ
3	議事	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	3～9 ページ

1 開催日時及び場所

日時：令和5年9月15日（金）

15時00分から16時00分まで

場所：流山市役所 第2庁舎 3階 304会議室

2 出席した委員及び職員

(1) 審査会委員 定数 5名 出席者 3名

横内 憲久 会長

日高 正人 委員

夏目 幸子 委員

(2) 職員

建築住宅課長 柿原 誠

建築住宅課課長補佐 小松崎 靖

建築住宅課企画・住宅室長 伊藤 努

建築住宅課審査係長 松永 嘉子

建築住宅課職員 栗原 弘樹

建築住宅課職員 小山田 瑞希

3 議事

審議議案について 同意案件1件

第1号 建築基準法第48条第5項（第一種住居地域内の建築物の制限）ただし書きの規定による許可について（同意）

4 傍聴者

第1号議案 0名

5 議事の概要

(1) 開会 事務局

委員3名出席により、委員の過半が出席していることから、会議が成立している事及び公開審査である事を報告。

(2) 議事

審議議案について 同意案件 1件

議事に先立ち、議事録署名人として横内会長により、日高委員が指名された。

(ア) 第1号議案説明

事務局

建築基準法第48条第5項(第一種居住地域内の建築物の制限)ただし書きの規定による許可について説明。

(イ) 質疑応答

日高委員

市の許可基準において、午前8時から午後7時では騒音の数値を55dB以下とするというものがある。資料では、騒音の合成値のシミュレーションは、最大のもので54.96dBという結果であるが、この数値はどのように算出したものか。

工場で使用する空気圧縮機とはそもそもどのようなものか。

今回の計画では、空気圧縮機の出力の合計が7.5kWという基準値を超えている。一方、当該案件の判断にあたっては、市の許可基準における「ただし、この基準によることが必ずしも適切でないと考えられる場合には、個別に検討し総合的に判断するものとする」をよりどころにしているが、こういった点が適切でないのか。

事務局

騒音の合成値については、自動車修理工場において

使用する各機器や空調機の室外機から発生する騒音値を基に、敷地境界の各受音点までの距離や、各機器と受音点の間にある建物の外壁やサッシによる騒音の減衰を考慮し、騒音の合成値がどの程度になるかシミュレーションをしている。

空気圧縮機は、空気を圧縮する機械であり、その圧力を利用して他の機器を動かすことを目的としている。自動車修理工場において使用する機器の動力となる。

日高委員

空気圧縮機の出力は7.5kW以下という制限は、騒音による影響に配慮する主旨のものか。

事務局

そのような主旨であると考えている。空気圧縮機の規模が大きくなれば、騒音や振動による影響も大きくなるため、出力の制限値を設けることにより、敷地周囲への影響を抑えることができる。

日高委員

空気圧縮機の出力の制限と騒音の合成値の制限で2段階構えということか。

事務局

市としては、空気圧縮機の出力は基準値を超えてしまっているが、騒音の合成値の基準値は満たした計画であるということで総合的に判断し、許可相当であると考えている。

日高委員

今回の許可申請がなされたのは、もともと事業をしていた申請者が区画整理事業により、移転を求められているという側面もあるか。

事務局

そういった側面もある。

横内会長

今回の申請者と申請に係る自動車修理工場の関係はどういったものか。

事務局

申請者は、現在、申請地の隣地において自動車修理工場の事業を行っている会社の会長である。

横内会長

第1号議案「建築基準法第48条第5項（第一種住居地域内の建築物の制限）ただし書きの規定による許可について」同意することとしてよろしいか。

< 異議なしの声 >

横内会長

異議なしにより、同意することとする。

(ウ) その他

令和5年度第4回建築審査会の開催予定案について、令和5年11月10日（金）午後3時から予定していることを報告。

(3) 閉会